

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大崎電気工業株式会社		コード	6644
提出日	2025/6/5	異動（予定）日	2025/6/5	
独立役員届出書の提出理由	属性及び説明記述内の取引内容更新のため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	水野 正望	社外取締役	○							△								有
2	笠井 伸啓	社外取締役	○													○		有
3	黒木 彰子	社外取締役	○													○		有
4	北井久美子	社外監査役	○													○		有
5	河合 千尋	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	水野正望氏は、当社取引銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の常務執行役員（業務執行者）でしたが、2006年6月に退任しており、現在同行の意思に影響される立場にはありません。なお、直近事業年度末における同行からの借入額の当社連結総資産に占める割合は3.8%です。	水野正望氏は、大手金融機関や大手事業会社等での長年に亘る実務及び代表取締役を含む経営者経験があるほか、独立行政法人の理事長も務め、幅広い経験ならびに広範な知識を有していることから、当社の経営全般に適切な助言をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は過去において当社取引銀行の業務執行者でしたが、2006年6月に退任しており、現在同行の意思に影響される立場になく、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものです。
2	該当ありません。	笠井伸啓氏は、長年に亘り計測事業の業務に携わり、当該分野で高い専門的な知識を有するほか、企業経営者としての経験もあることから、当社の経営全般に適切な助言をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏に関しては、属性情報として該当する事項もないことから、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものです。
3	該当ありません。	黒木彰子氏は、外資系コンサルティング会社や大手IT企業等での実務及び経営経験と、コーポレートガバナンス・人事・ファイナンスに関する専門知識を有していることから、当社の経営全般に適切な助言をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏に関しては、属性情報として該当する事項もないことから、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものです。
4	該当ありません。	北井久美子氏は、弁護士としての専門知識のほか、中央省庁等の要職を歴任した幅広い見識と、上場企業の社外取締役や社外監査役としての実績があり、当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏に関しては、属性情報として該当する事項もないことから、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものです。
5	該当ありません。	河合千尋氏は、監査法人での勤務経験や公認会計士・税理士資格を取得し会計事務所・法人を開業・開設し経営に携わるなど財務・会計等に関する豊富な知識と経験を有していることから、社外監査役として選任しております。また、同氏に関しては、属性情報として該当する事項もないことから、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。